

## 高岡地区広域圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成7年3月31日条例第1号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員の勤務時間その他勤務条件については、高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年高岡市条例第36号）の規定の例による。

### 附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 高岡地区広域圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。